令和５年 12 月 22 日

市内事業所　各位

瑞浪市クリーンセンター所長

令和６年度廃棄物処理承認申請について

瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第５条第１項及び第７条第１項に基づき、事業活動に伴って排出される一般廃棄物または産業廃棄物の処理につきまして、下記のとおり申請書の提出をお願いします。なお、不燃物最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物の処理承認量については、令和３年 12 月 24 日付け瑞ク第 49 号にてご案内いたしました通知のとおりです。

記

1.　提 出 期 限　　令和６年２月 29 日（木）

2.　提　出　先　　瑞浪市クリーンセンター

3.　提出先住所　　〒509-6251　瑞浪市日吉町 258 番地の 76

4.　注 意 事 項

①　記入例を参考にして、申請書を記入してください。

②　瑞浪市内で発生する廃棄物を記入してください。

③　瑞浪市以外で発生した廃棄物は持込できません。

④　一般廃棄物、産業廃棄物、可燃及び不燃と種類ごとに分けて記入してください。

⑤　各廃棄物の年間排出量を必ず記入してください。記入がないものは承認できません。

⑥　建設リサイクル法により、建築廃材は市では処理できません。

⑦　陶土くず、汚泥、蛍光管及び乾電池は市では処理できません。

⑧　承認量を超えた廃棄物は、産業廃棄物処理業者へ依頼してください。

⑨　市で処理できない廃棄物は、産業廃棄物処理業者へ依頼してください。

⑩　廃棄物処理業務に支障をきたす廃棄物は承認できない場合があります。

⑪　塩ビ管は処理が困難であるため、令和５年度より持込みはできません。

⑫　市指定ごみ袋は家庭用です。事業ごみを市指定ごみ袋で廃棄することは違法です。

5.　瑞浪市が廃棄する処理物について

瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第６条の規定により、市で処理する産業廃棄物は以下のとおり定めております

①　焼却処理　木くず、ゴムくず、廃プラスチック類。

②　埋立処理　金属くず、ガラスくず、陶磁器くず。

問い合わせ
〒509-6251
瑞浪市日吉町 258 番地の 76
瑞浪市クリーンセンター
TEL0572-68-6010